

議案第16号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市消防賞慰金等審査委員会の項の次に次のように加える。

三田市上下水道事業経営審議会	(1) 水道料金、下水道使用料に関する事項についての調査審議 (2) その他上下水道事業の経営に関する事項についての調査審議	12人以内	2年
----------------	---	-------	----

第2条の表教育委員会の部三田市立学校園のあり方審議会の項を削る。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の表教育委員会の部三田市立学校園のあり方審議会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。